



安房圏域 障害者福祉資源マップ

館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町
地域自立支援協議会

安房圏域障害者福祉資源マップ

目 次

1. 相談系サービス
2. 入所系サービス
3. 日中活動系サービス
4. 訪問系サービス

1. 相談系サービス

【相談支援事業者（一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援）】

事業所種別	事業名称	事業の概要
指定一般相談支援事業者	地域相談支援 (地域移行支援、 地域定着支援)	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方が、地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている方等の夜間や緊急時等における支援を行います。
指定特定相談支援事業者	計画相談支援	障害のある方が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
指定障害児相談支援事業者	障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【中核地域生活支援センター】

子供や障害者、高齢者といった枠を取り払い、一人ひとりの状況にあった福祉の総合相談や虐待などの緊急時に権利擁護を行なうなど、さまざまな支援を24時間・365日体制で行ないます。

【障害者グループホーム等支援事業】

障害者のグループホーム・生活ホームに関するさまざまな相談に乗り、支援を行ないます。

【障害者就業・生活支援センター】

障害者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行ないます。

【障害児等療育等支援事業】

当事者やその家族に対して療育に関わる適切な相談支援を行なうことにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上、地域生活における療育支援体制の充実と当事者やその家族の福祉の向上を図ります。

2. 入所系サービス

入所系サービス

【施設入所支援】

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行いません。

短期入所系サービス

【短期入所】（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行いません。

居住系サービス

【指定共同生活援助（介護サービス包括型）】

夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談援助や日常生活上の支援の他、入浴・排せつ・食事等の介護を行いません。

【外部サービス利用型指定共同生活援助】

夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談援助や日常生活上の支援を行いません。入浴・排せつ・食事等の介護については、居宅介護サービス事業者への委託により行いません。

【生活ホーム】

千葉県独自の制度です。

知的障害者に対し、居室等を提供し、日常生活及び社会適用に必要な援助を行いません。

3. 日中活動系サービス

【障害児通所支援】

- ・ 児童発達支援
0歳から6歳までの集団療育や個別療育を行います。
- ・ 放課後等デイサービス
7歳から18歳までの授業終了後や休校日に療育・余暇の支援を行います。
- ・ 保育所等訪問支援
保育園・幼稚園・認定こども園・学校・学童などへ専門職が訪問し、対象となる児童の集団生活への対応のための支援や環境設定への助言等を行います。

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行ないます。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。

【就労継続支援 A型、B型】

A型＝雇用型

B型＝非雇用型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。

【地域活動支援センターⅠ型、Ⅲ型】

障害者等を通わせ、創作的活動又は生活活動の機会を提供します。社会との交流の促進等地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施します。

【日中一時支援】

障害者児者を介護している家族が、社会的理由又は私的理由により在宅における介護が一時的に困難になった場合に日中活動の場を提供し、在宅の障害児者およびその家族の介護の負担の軽減を図ります。

4. 訪問系サービス

【居宅介護】（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行ないます。
身体介護、家事援助、通院等介助があります。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行ないます。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行ないます。

【移動支援】

下肢の不自由な身体障害者や視覚障害者など、外出に困難な障害者の移動を支援する事業です。

【同行援護】

重度の視覚障害のある方に、移動の時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。